

業務仕様書

1 業務名

製品プラスチックステーション回収モデル事業再商品化業務

2 業務概要

札幌市（以下「委託者」という。）が実施する製品プラスチックステーション回収モデル事業において回収した製品プラスチックについて、回収の上、再商品化を行う。

3 業務履行期間

令和7年6月2日から令和7年9月30日まで

4 引渡し予定量

6トン（ただし、回収予定量は推計値であるため変動する可能性がある。）

5 引き渡し対象品目

家庭から排出された製品プラスチック等（委託者においては製品プラスチックを対象に回収するが、製品プラスチック以外のものも一定量混入することが見込まれる。）

6 試験研究等の手続き等

本件業務については、「産業廃棄物を使用した試験研究等に係る札幌市指導要綱」に基づく試験研究等に係る手続きを経ることで、製品プラスチック等の収集運搬及び処理に係る許可を保有していない事業者であっても、一定の条件を満たせば特例として履行可能とする。このため、契約締結後、委託者が別途指示する関係書類を速やかに提出すること。

また、処理施設が札幌市外であった場合、当該施設が所在する市町村と本市とで処理に関する協議（試験研究等の手続き含む）を、契約締結後に行う必要があるため、委託者が別途指示する関係書類を速やかに提出すること。

7 作業要領

(1) 再商品化業務

ア 再商品化及び残渣の適正処理

引き渡された製品プラスチックを選別し、再商品化が可能なものについて、適切に再商品化を行うこと。また、再商品化できない残さについては関係法令にしたがい適切にかつ速やかに処理すること。なお、回収対象である製品プラスチックについては、50%以上再商品化を行うこと。

また、作業終了後、再商品化量及び適切に処理したことを示す書類を提出すること。

イ 注意事項

作業に当たっては、生活環境保全対策（大気汚染、水質汚濁、騒音振動、悪臭発散等）及び事故防止対策を講じるとともに、事故発生時における措置方法等について予め計画を定めること。

また、当該業務の発生物と本来業務での発生物が混在しないよう必要な措置を講じること。

(2) 回収業務

ア 作業内容

委託者が回収した製品プラスチック等について、委託者が用意したフレコンバッグに入れて保管しているため、フレコンバッグごと回収すること。

イ 引き渡し場所

札幌市中沼プラスチック選別センター（札幌市東区中沼町 45-11）

ウ 引渡し頻度

令和7年6月2日から令和7年9月30日までの期間において、月1回程度の頻度で3回を予定。

ただし、状況に応じて、委託者は収集頻度を増減させることができるものとする。

エ 備考

(ア) 注意事項

作業に当たっては、製品プラスチック等が飛散し、及び流出しないようにすること。

また、収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

(イ) 使用する車両

収集運搬作業に使用する車両は、受託者が用意することとし、委託業務に従事する車両について、受託者は当該業務の開始日前までに車検証の写しを委託者に届け出るものとする。なお、車両は、製品プラスチック等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

8 再委託

(1) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。

(2) 再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

9 実績報告及び履行検査

受託者は上記7の作業終了後、業務実施報告書（完了届）を作成の上、委託者に提出し検

査を受けること。

10 作業上の注意事項

- (1) 作業が著しく遅滞したり、その他作業上の問題が生じた場合は、速やかに委託者に連絡し指示を受けること。
- (2) 作業中に交通事故あるいは作業事故が生じた場合は適切な措置をとるとともに、ただちに口頭で委託者に報告し、すみやかに書面による事故報告書を提出すること。
- (3) 受託者は業務上知りえた情報を漏らしてはならない。また、受託者が業務上知りえた情報等について、受託者は漏えいや盗難、滅失、毀損、その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、業務を実施するにあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）など関係法令を順守すること。
- (5) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他関連法令に定めるところにより、自己の従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。特に、安全衛生対策の実施に当たっては、委託者の指導に従い、作業の安全に努めなければならない。

11 環境負荷の低減に関すること

環境負荷の低減に関し、次のように定める。

- (1) 本役務の履行においては環境負荷の低減に努めること。
- (2) 自動車を使用する役務について
 - ア 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
 - イ 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - (ア) 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - (イ) 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - (ウ) 不要な荷物、道具類は積まないこと。
 - ウ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - (ア) 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
 - (イ) 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。
 - (ウ) 必要以上の暖気運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

12 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関する事柄については、委託者と受託者の協議の上で決定することとする。